

公 表 第 1 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成21年1月29日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	寺 崎 いわお

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
秘書室		平成20年11月5日 ～12月26日
契約監理室 (市長部局及び企業局)	契約課、検査企画課	平成20年11月5日 ～12月26日
議会事務局	総務課、議事調査課	平成20年11月5日 ～12月26日
農業委員会事務局		平成20年11月5日 ～12月26日
消防本部及び消防署	総務課、予防課、救急防災課、情報指令課、警防課、 消防第1課、消防第2課	平成20年11月21日 ～12月26日
選挙管理委員会事務局		平成20年12月1日 ～平成21年1月30日
公平委員会事務局		平成20年12月1日 ～平成21年1月30日

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

## 事務監査

### 〔契約監理室〕

管守する公印のうち、その所在が不明となっているままのものがあり、紛失判明後、約4か月経過しているが、復刻再配置がなされていない。公印の配置そのもの及び配置の形態などについても、必要な検討を行うとともに、物品管理事務の統轄部局として、紛失の原因除去に努めるなど、細心の注意を払って適正な管理を行うこと。

### 〔農業委員会事務局〕

- 1 合併から3年以上経過した中で、現在の4事務所と本庁との関係における組織体制や権限と責任等のあり方について、コストも含めてより効率的で効果的な事務事業遂行のためにはどのような形態が良いのか、改善すべきところはないかなど、絶えず問題意識を持って検証し、組織のあるべき姿を検討すること。
- 2 農業委員の選挙区については、農業委員会等に関する法律において、1区域において選挙することを原則としているが、市町村長が特に必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で区域を分けることができる旨規定しており、平成17年の1市4町合併時に7区域となっている。  
しかしながら、旧久留米市においては、昭和42年に旧筑邦町と旧善導寺町を合併した折りに3区域に分割して以来、そのまま継続してきた経緯がある。その間、行政的には様々な制度について統一が図られ、こうした形態は皆無に等しい状態となっているが、農業委員選挙区だけが今回の合併も含め40年以上もの長期にわたり見直しがなされないことについて疑問を感じるところである。  
今回の合併の際、市議会議員選挙区も合併前の区域で選挙できる特例措置を講じることもできたが、結果的には、全市を1つの区域として、定数も見直しがなされ、新制度の下で選挙が実施されたところである。聖域なき行財政改革が強く叫ばれる中、合併時に相違していた様々な制度も相当数が統一化され、農業委員選挙区だけが例外ではないと思われるので、できる限り一体化する方向で見直しを検討されたい。

### 〔消防本部及び消防署〕

- 1 平成21年4月から久留米広域消防本部が発足することになり、今まで久留米市の行政組織の一部であった久留米市消防本部がここに統合され、一部事務組合として別の地方公共団体となる。一部事務組合は市町村で構成されるものであり、地方自治法上、住民による直接請求にも制約があるなど、住民から見れば、間接的な公共団体といえる。  
久留米広域消防本部の発足後も、消防活動、財政負担、人事ほか諸制度等に関し、より効率的な消防行政の運営を行うことに対して、住民自治の本旨に基づく圏域自治体の住民や議会の眼や声が届き、公正さと透明性を保つことができるよう、可能なかぎりの手立てを検討しておくこと。
- 2 久留米市消防職員懲戒諮問委員会の委嘱等において、委員の任期は2年であり、委員会に置く委員長は委員がこれを互選すると久留米市消防職員懲戒諮問委員会規程に定められているので、任期満了により委員長を含む委員が交代した際、又はその後に委員会を開催した際には、委員長を互選した結果について、事績を残しておくこと。

## 財務監査

### 〔臨時職員賃金支給事務〕

臨時的任用職員の賃金支払いについて、遅刻及び早退の時間数を誤って算定したことや、出勤簿に出勤した日数を誤って記入していたことにより、支払額を誤っているものがある。 追給及び戻入済  
(契約監理室・選挙管理委員会事務局)

### 〔契約事務〕

- 1 契約書又は請書が作成されていないものがある。(消防本部及び消防署)
- 2 契約締結伺いに、契約保証金の免除理由及び適用条項の明記がなされないまま、納付を免除しているものがある。(消防本部及び消防署)

### 〔補助金等交付事務〕

1年間の運営費補助を目的とし、支出が予定されている補助金の交付申請について、監査日現在までなされておらず、前年度においても年度中途まで交付申請手続きがなされていないなど、不適切な事務処理となっているものがある。(農業委員会事務局)